

第105号議案

島根県立中海水中貯木場条例の一部を改正する条例

島根県立中海水中貯木場条例（昭和53年島根県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中「松江市」を「松江市美保関町下宇部尾地先水面」に改め、同条に次の1項を加える。

2 知事は、貯木場の区域を告示するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。